

重要事項説明書

(訪問リハビリテーション)

(介護予防訪問リハビリテーション)

2024年6月1日現在

社会医療法人社団順心会

介護老人保健施設 高砂白寿苑

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	社会医療法人社団順心会 介護老人保健施設高砂白寿苑
所在地	兵庫県高砂市北浜町西浜 773-1
連絡先	TEL 079-247-9811 FAX 079-247-9815
管理者名	堀尾 英範
サービス種類	訪問リハビリテーション
介護保険指定番号	2852180039 号
サービス提供地域	高砂市 加古川市・姫路市の一部（移動距離の関係により要相談）

(2) 営業時間

営業日	月曜日から土曜日 午前 9:00～ 午後 5:00
定休日	日曜日、年末・年始（12月30日～1月3日）

(3) 職員体制

管理者（医師） 1名

療法士 1名以上

（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 在籍）

（勤続年数7年以上の者は30%以上）

2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL : 079-247-9811

担 当 部 署 : リハビリテーション課

担 当 者 : 吉田 直美

受 付 時 間 : 午前 9:00～ 午後 5:00

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

高砂市介護保険課	相談窓口	電話番号	079-443-9063
姫路市介護保険課	相談窓口	電話番号	079-221-2445
加古川市介護保険課	相談窓口	電話番号	079-427-9123
兵庫県国保連合会	苦情相談窓口	電話番号	078-332-5617

3 サービス内容

- (1) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、利用者の自宅を訪問し、医師の指示に基づいて、利用者がより自立した日常生活や社会参加ができるように、関節拘縮の予防、筋力・体力の改善、知的能力の維持・改善、生活動作の練習、生活指導、住宅改修、福祉用具の導入などをおこないます。
- (2) 交通事情などにより、サービス時間が前後することがございますが、ご了承ください。

4 利用料金

(1) 費用

原則として、料金表に記載されている利用料金の1割から3割が利用者負担額になります。尚、負担割合は「介護保険負担割合証」によります。

(2) 利用料金などのお支払い方法

毎月月末締めとし、翌月当月分の料金を請求いたしますので、お支払い下さい。利用明細書を発行致します。

(3) 訪問（介護予防訪問）リハビリテーション費 料金表

高砂市は1単位が10.17円のため、基本料金・加算の総合計単位×日数×1.017の計算になりますのでご注意ください。

① 基本料金（訪問リハビリテーション）

項目	単位
訪問リハビリテーション費 1回（20分）	308 単位/回

（介護予防訪問リハビリテーション）

項目	単位
訪問リハビリテーション費 1回（20分）	298 単位/回
（利用開始日の属する月から12月超）	
要件を満たした場合	298 単位/回
要件を満たさない場合	268 単位/回

② 加算（訪問リハビリテーション）

項目	単位
短期集中リハビリテーション実施加算 〔退院（所）日または認定日から3月以内〕	200 単位/日
リハビリテーションマネジメント加算（イ）	180 単位/月
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	213 単位/月
医師による計画書説明（上記加算に加えて）	270 単位/月
退院時共同指導加算	600 単位/回
口腔連携強化加算（月1回まで）	50 単位/回
サービス提供体制強化加算	6 単位/回

(介護予防訪問リハビリテーション)

項目	単位
サービス提供体制強化加算	6単位/回

③内容

項目	内容
短期集中リハビリテーション実施加算 退院(所)日または認定日から3月以内	医師又は医師の指示を受けた理学療法士等がリハビリを個別に退院(所)日または認定日から起算して1月を超え3月以内行う場合 1週につきおおむね2日以上、1日当たり20分以上実施すること。週12回迄実施可能。
リハビリテーションマネジメント加算 (イ)	①作成したリハビリ計画書の説明を計画作成に関与したリハビリ <u>専門職</u> が行い同意を得て医師に報告する。 ②リハビリの内容や目標を事業所職員・支援専門員その他関係等と情報共有する為の、会議を3ヶ月に1回以上開催し、その内容の記録を行う。 (医師はテレビ電話の参加でも可) ③リハビリの観点から、能力・自立支援方法・日常生活の留意点等の情報提供をリハビリ専門職から担当支援専門員へ行う。 ④リハビリ専門職が利用者宅へ訪問し、家族・介護スタッフに対しリハビリの観点から日常生活のアドバイスを行う。 ⑤医師からリハビリ専門職に対し、リハビリ目的を踏まえ、リハビリ実施に伴う指示を行う。 ⑥これらについては記録を残す。
リハビリテーションマネジメント加算 (ロ)	加算(イ)に加え ①利用者毎のリハビリ計画書等の情報を厚生労働省に提出するとともに、リハビリ提供にあたり当該情報その他リハビリの適切かつ有効な情報を活用する。(LIFEへの情報提供とフィードバック情報を踏まえたPDCAサイクルの実施)
医師による計画書説明	①作成したリハビリ計画書の説明を <u>医師</u> が行い同意を得る。 ②リハビリの内容や目標を事業所職員・支援専門員その他関係等と情報共有する為の、会議を開催しその内容の記録を行う。(医師はテレビ電話の参加でも可) ③リハビリの観点から、能力・自立支援方法・日常生活の留意点等の情報提供をリハビリ専門職から担当支援専門員へ行う。 ④リハビリ専門職が利用者宅へ訪問し、家族・介護スタッフに対しリハの観点から日常生活のアドバイスを行う。 ⑤医師からリハビリ専門職に対し、リハビリ目的を

	踏まえ、リハビリ実施に伴う指示を行う。 ⑥これらについては記録を残す。
退院時共同指導加算	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリ事業所の医師又はリハビリ専門職が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回の訪問リハを行った場合に、退院につき1回に限り算定する。
口腔連携強化加算	事業所のリハビリ専門職が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り算定する。
サービス提供体制強化加算	指定訪問リハビリを直接提供する理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数7年以上の者がいる事業所が利用者に対して指定訪問リハビリを行う。

※科学的介護情報システム（LIFE）とは

エビデンス（根拠）に基づくデータ収集や分析を行い、それらをLIFEへ提出し、蓄積されたデータからフィードバックを受け、利用者ごとの計画に基づくケアの改善・評価を行うこと

① その他費用

利用者の住まいにおいて、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は、利用者の負担になります。

② 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額利用者の負担になります。

③ キャンセル料

基本的にキャンセル料は頂きませんが、キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

5 個人情報利用目的

利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

他の事業者等への情報提供を伴う利用目的	1. 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち ①利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答 ②利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合 ③検体検査業務の委託その他の業務委託
---------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	④家族等への心身の状況説明 2. 介護保険事務のうち ①保険事務の委託 ②審査支払機関へのレセプトの提出 ③審査支払機関又は保険者からの照会への回答 3. 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
当施設の内部での利用に係る利用目的	当施設の管理運営業務のうち ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料 ・当施設において行われる学生の実習への協力 ・当施設において行われる事例研究
他の事業者等への情報提供に係る利用目的	当施設の管理運営業務のうち ・外部監査機関への情報提供
インターネットにおける情報発信の利用目的	サービス中の活動の様子を、通信誌や広報誌、インターネット(ホームページ・インスタグラム・フェイスブック等)における情報発信

6 感染防止対策

感染症が発生または蔓延しないように、感染症および食中毒の防止マニュアルに沿って対応します。また、1月に1回、感染委員会を開催し、感染防止に努めています。

7 虐待防止施策

虐待防止のための指針および対策を整備しています。また、1月に1回、委員会を開催し、発生予防に努めています。

8 非常災害時の対策

業務継続計画（BCP）を令和6年4月1日より運用を開始しています。

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定しています。
- (2) 当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じています。

本書2部を作成し、利用者及び事業者が署名押印のうえ、1部ずつ保有するものとします。